

広島県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十九号

広島県防災会議条例の一部を改正する条例

広島県防災会議条例（昭和三十七年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「十三人」を「十三人以内」に改め、同項第二号中「四人」を「四人以内」に改め、同項第三号中「十八人」を「十九人以内」に改める。

第三条第一項中「五十八人」を「五十九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。